平成２６年（フ）第４３２号

決　　定

埼玉県越谷市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
債務者（破産者）　○○　○○

主　　文

債務者　○　○　○　○について破産手続きを開始する。

理　　由

一件記録によれば，債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって，主文のとおり決定する。
なお，この決定に併せて，下記のとおり定める。

記

１　破産管財人　　埼玉県越谷市○○○○○○○○○○○○○○○
　　弁護士　○　○　○　○
２　財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日
　　平成２７年１月３０日午前１０時３０分
３　免責についての意見申述期間
　　平成２７年１月９日まで
４　免責審尋期日　　平成２７年１月３０日午前１０時３０分

平成２６年１０月２１日午後５時
さいたま地方裁判所越谷支部
裁　判　官　○　○　○　○